

### 市町村民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置に係る資産等申告書

帯広市長 米沢 則寿 様

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
(申請者)  
氏名 \_\_\_\_\_

介護保険法施行規則第 83 条の 6 (第 1 7 2 条の 2 において準用する場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり申告をします。

#### 1. 申請者本人と同一の世帯に属する者(又は属するとみなされる者※)

氏名(フリガナ)	続柄	性別	生年月日
	本人		( 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ) 年 月 日
			( 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ) 年 月 日
			( 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ) 年 月 日

※ 申請者が介護保険施設に入所することにより世帯分離をした場合において、それ以前に同世帯であった世帯に属する者をいいます。また、別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も含めます。

#### 2. 施設居住区分

(1) 施設 【 老人福祉施設(地域密着型含む) ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型施設 】

(2) 居住区分 【 ユニット型個室 ・ ユニット型準個室 ・ 従来型個室 ・ 多床室 】

#### 3. 施設利用料等

	1割または2割負担分	食費	居住費	合計
月額【a】	円	円	円	
年額【b】 (a×12)	円	円	円	円

※ 施設利用者が複数いる場合(本人及び配偶者等)は、その合計となります。

#### 4. 申請者と上記世帯員に係る資産の状況

(1) 世帯全員及び属するとみなされる者※の日常生活に供する資産以外に活用できる資産が【 ない ・ ある 】

(2) 世帯全員及び属するとみなされる者※の全ての預貯金通帳等の残高、定期預金等と有価証券、国債等の全ての合計金額が【 450万円以下 ・ 450万円超 】

<裏面に添付書類と対象となる方の要件が記載されております>

<添付書類>

- ① **全ての世帯員がお持ちの全ての預貯金通帳等**の口座名義、口座番号、提出月までの残高がわかるページと定期預金等の金額がわかるページの写し
- ② 有価証券・国債・債券等をお持ちの方は額面のわかる書類
- ③ 施設の利用者負担額がわかる書類（入所または入所する予定の施設における施設利用料、食費及び居住費について記載されている契約書等の写し）
- ④ 全ての世帯員の所得額を証する書類（所得証明書）及び年金収入額を証する書類（年金決定通知書等）  
※ただし、確定申告または源泉徴収票、支払調書等の税申告を適正に行われている方や年金収入のみの方については、不要です。
- ⑤ 負担限度額認定申請書

<対象となる方の要件>

次の（１）から（６）の**全ての要件に当てはまる方**が対象となります。

- （１）本人の属する**世帯の構成員の数**が２人以上であること（世帯に属するとみなされる者や別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者を含む）。
- （２）介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第４段階の食費・居住費を負担していること  
※**ショートステイ**は対象外
- （３）**全ての世帯員の年間収入**の合計から、**施設の利用者負担見込み額を除いた額が、８０万円以下になること。利用者負担の見込額については、各施設の相談員にご相談ください。**

※**全ての世帯員の年間収入**：全ての世帯員及び属するとみなされる者（別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者を含む）の年金収入＋合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)

※**施設の利用者負担**：介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設での「施設サービス費の１割負担＋食費＋居住費」の年間見込み額（ただし、高額介護サービス費の支給が見込まれる場合はその額を除く）。

- （４）全ての世帯員の預貯金額等及び有価証券等の合計額が４５０万円以下
- （５）全ての世帯員について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- （６）全ての世帯員について、介護保険料を滞納していないこと。